

令和7年度 閲 覧 設 計 書

工 事 名	広域河川改修(大規模)工事(万之瀬川R7-2工区)(補正)
工 事 箇 所	南さつま市金峰町高橋地内
河 川 ・ 路 線 名 地 区 名	万之瀬川
工 期	日間 令和8年3月25日限り(繰越承認後(340日間))

【閲覧設計書内訳】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳(金抜) ※	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担当課 河川港湾課 河川砂防係

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。

○鹿児島県 土木部

照合確認 電子閲覧



鹿児島県 南薩地域振興局 建設部 河川港湾課

特記仕様書

工事名：広域河川改修(大規模)工事(万之瀬川R7-2工区)(補正)
路線名：万之瀬川
工事箇所：南さつま市金峰町高橋地内

第1章 総 則

第1条 (準拠図書)

本工事は、契約書、設計図書及び本特記仕様書によるほか、次の各項の定めによるものとする。

- 1 土木工事共通仕様書(鹿児島県土木部・令和7年10月)
- 2 土木工事施工管理基準(鹿児島県土木部・令和7年10月)
- 3 土木請負工事必携(鹿児島県土木部・令和7年5月)
- 4 道路事業の手引き(鹿児島県土木部・平成30年4月)
- 5 河川事業設計基準書(鹿児島県土木部・平成28年3月)
- 6 砂防事業設計基準書(鹿児島県土木部・平成29年10月)
- 7 急傾斜事業設計基準書(鹿児島県土木部・令和7年4月)
- 8 その他関係要綱、指針、示方書等

なお、これらは契約日における最新版を使用するものとする。

また、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

工事関係書類の様式の統一化

【鹿児島県ウェブサイト】

ホームページ > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > 仕様書等 > 工事関係書類一覧表
(県の公式ホームページの「キーワードから探す」で「工事関係書類一覧表」検索でも可)

第2条 (施工条件明示)

次の「施工条件明示（特記すべき事項）」によるものとする。

第2章 その他

第3条 (第2条に記載以外の施工条件の明示)

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

また、工事実施期間中に発生した施工条件についても、発注者・受注者協議し、契約変更の対象とする。

(1) 工程関係

①本工事は、下記の工区と関連していることから、現場安全管理（安全施設の設置など）について、安全協議会を開催し定期的に調整を行うこと。

工事名	工期	施工業者	備考
広域河川改修(大規模)工事 (万之瀬川R7-1工区) (合併)	R7.5.7 ～ R8.3.17	(株)上東建設	P3橋脚 仮設工 掘削工

(2) その他

①建設機械・仮設材の運搬費について

下記の建設機械等における運搬費は、現場から最寄りの基地局までの片道運賃を計上しているが、当初設計と異なる場合は、変更契約の対象とする。

なお、運搬状況が確認できる書類（運搬証明・搬入状況写真等）を監督職員に提出すること。

(仮設材)

名称	数量	運搬距離	備考
鋼製山留材H350	9.5 t	32.1km	最寄りの基地局 (リース返却)
鋼製山留材H400	23.1 t	32.1km	最寄りの基地局 (リース返却)

第4条 (鋼材の賃料について)

本工事で使用する、既設置済みの仮桟橋及び仮設構台の上部工及び支持杭の一部についてはリースとなっている。

賃料期間の実績について報告することとし、変更の対象とする。

第5条 (工事用基準)

基準点：監督職員の指示による。

第6条 (工事打合簿)

協議、承諾、報告事項等は、すべて工事打合簿により行うこと。

工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことができる。工事打合簿の処理・回答にあたっては、事務処理が煩雑とならないよう、一つの打合せ事項について1枚の「工事打合簿」に整理するものとする。

第7条 (出来形確認)

工事完成届を提出するまでの間において、受注者の現場代理人、主任技術者等の立ち会いのもと、出来形確認を実施するものとする。

第8条 (工程管理)

1 本工事の工程を計画する際は、当該事業における関係工区の現場代理人との協議調整を密に行い、円滑な工程管理に努めるものとする。

2 受注者は毎月末日の工事出来高について、月末状況写真(全景)を添付し、毎月25日までに監督職員に報告しなければならない。

3 「土木工事施工管理基準」に従い工程管理を的確に行うとともに、主要な工程変更については、監督職員と協議を行うこと。

また、概略の週間工程表(今週の実績及び来週の予定(2週間分)、立会希望日等を明記)を作成し、毎週末、監督職員に提出すること。(電子メール可)

第9条 (工事現場における施工管理業務について)

本工事は、「施工管理業務」の委託を予定している。「施工管理員」が本工事における立会及び段階確認、品質出来高管理等において、施工管理が必要な立会を実施する。現場に関する変更協議等については、監督員及び総括監督員と協議すること。なお、施工管理員は、施工管理業務のみを実施するものであり、本工事における指示等の権限は有しない。

第10条 (再生資源利用計画)

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第11条 (再生資源利用促進計画)

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第12条 (路上工事の縮減)

路上工事縮減の期間については、受注後に別途指示することとする。

第13条 (前払金等の支払い)

本工事には、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を締結したもののみ、前払金を各会計年度の対象金額の40%の範囲で支払うことができるものとする。

また、鹿児島県会計規則第84条第2項に定める要件を満たした場合には、中間前払金を対象金額の10分の2以内で支払うことができる。ただし、前払金と中間前払金の合計は対象金額の10分の6を越えないものとする。

ここでいう対象金額は、各会計年度の出来高予定額とする。各会計年度の出来高予定額は、下記に示す範囲を目安として、発注者と協議するものとする。

令和7年度 全体請負金額の概ね90%

令和8年度 全体請負金額の概ね10%

なお、当初契約においては前記の前払金を支払うものとして一般管理費を補正してあるが、前払金を支払わない場合でも補正の率は変更しない。また、部分払いについては、各会計年度2回以内とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは各会計年度1回以内とする。

本工事については、令和8年4月以降に請求することができる。

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	該当項目
基本事項	契約工期	・契約工期は、令和8年3月25日とする。 ・翌年度への繰越予定⇒繰越承認後の完了工期は340日間を予定している。	共通仕様書 11-7-1-17	○ ○
	余裕期間	・余裕期間設定契制度の対象工事 ○○日, ○月○日まで	共通仕様書 11-7-1-26	—
	週休2日（試行）	・「週休2日」試行工事	共通仕様書 11-7-2-8	○
	概算数量発注	・概算数量発注方式により積算・工期設定 設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与 設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与	共通仕様書 11-7-1-14	—
	契約保証金	・契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上との金銭的保証を要す。	契約書 第4条	— ○
	前払金	・前払金を40%の範囲内で支払うことができる。 ・本工事については、令和8年4月以降に請求することができる。 ・中間前払金を請求することができる。	契約書 第35条	○ ○
	部分払い	・部分払いについては、各会計年度2回以内とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは各会計年度1回以内とする。	契約書 第38条	— ○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	○
	品質証明	・予定価格1億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	○
	監理技術者等の途中交代	・技術者の途中交代	土木請負工事必携	○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・請負金額4,500万円以上の工事	土木請負工事必携	○
	監理技術者等の兼務	・請負金額1億円未満（建築工事2億円未満）など	土木請負工事必携	— —
	現場代理人常駐	・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	○
	現場代理人兼任（試行）	・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、それぞれの工事請負金額45,000千円未満など	土木請負工事必携	—
	法定外の労災保険付与	・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	○
	中間検査	・本工事は、中間検査を実施する工事（当初設計金額3,000万円以上） ・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など） （令和6年7月24日通知 参照）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-15	○ —
	施工体制台帳 施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-7,8	○
	熱中症対策	・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-11	○
	時間的制約を受ける工事	・時間的制約を受ける公共土木工事の積算 ①工事全体で制約 ②現道上の工種で制約 ③積算しない	共通仕様書 11-7-1-13	— — —

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容	出典	該当項目 頁
施工箇所点在	<ul style="list-style-type: none"> ・施工箇所が点在する工事の積算方法 「○○地区、○○地区、○○地区」 一般管理費等の算出率は「○○地区」で設定 	共通仕様書 11-7-1-20	11-75 —
現場環境改善 (イメージアップ)	・現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-72 ○
CCUS	・建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-9	11-71 ○
地域外労働者確保 (地域外経費)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者確保に要する間接費の設計変更の運用マニュアル 離島の工事 ・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (1) 三島村（全域）、十島村（全域）、獅子島、口永良部島、 加計呂麻島、与路島、請島の工事 ・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (2) 上記(1)以外の離島の工事 	共通仕様書 11-7-1-27 特記事項	11-78 — —
国土調査の基準点	・国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-79 ○
電子納品	・電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69 ○
県産資材の優先使用	・県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-5	11-69 ○
下請工事管内優先活用	・下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-6	11-70 ○
快適トイレ	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-10	11-71 ○
第三者技術調整会	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、第三者技術調整会を開催する工事 ・本工事は、第三者技術調整会を開催を予定していない工事 	共通仕様書 11-7-1-19	11-74 — ○
危機事象時緊急連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名： 南薩地域振興局建設部河川港湾課 緊急連絡先： 0993-52-1384 	特記事項	— ○
不当介入	・不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2,3	11-69 ○
環境改善 (工事編)	・「環境改善実施要領（工事編）」により、工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31 ○
工程 関 係	河川区域制約	・令和〇年〇月〇日までは、出水期であるため着手できない。	特記事項 — —
	占用物件など	・令和〇年〇月〇日までに、N T T電柱移設が完了予定である。	特記事項 — —
	部分引き渡し	・令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引き渡しを行う。	特記事項 — —
	作業不能日数	・本工事の工期は、波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。	特記事項 — —
	他工区との調整	・当該工事については、先に発注している(R7-1工区、工期令和8年3月25日)の施工完了後の着手となる。仮設工(仮桟橋・仮設構台・仮締切)の調整など、円滑な施工となるよう工程調整を行うこと。	特記事項 — ○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	該当項目	
			頁		
用地 関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和〇年〇〇月までに移転完了予定である。	特記事項	—	
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。	特記事項	—	
	仮設ヤード	・本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難い場合は、別途協議する。 (1) 場 所： (2) 期 間： (3) 復旧条件：	特記事項	—	
公害 関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型パイプロハンマによる打込み、電動式パイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。	特記事項	—	
	水替・流入防止対策	・本工事におけるP3橋脚躯体工については、工事用水中ポンプによる水替を125日間（作業時）を計画しているが、これによりがたい場合は、別途協議する。	特記事項	○	
工事 関係	I C T 活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m ³ 以上	試行要領	—	
		・受注者希望型（土工）		○	
		・受注者希望型（作業土工（床掘））		—	
		・受注者希望型（土工（1,000m ³ 未満））		—	
		・受注者希望型（小規模土工）		—	
		・受注者希望型（法面工）		—	
		・受注者希望型（舗装工）		—	
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））		—	
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）		—	
		・受注者希望型（地盤改良工）		—	
		・受注者希望型（河川浚渫工）		—	
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））		○	
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））		—	
		・受注者希望型（基礎工）		—	
	コンクリート工	・受注者希望型（擁壁工）		—	
		・受注者希望型（コンクリート堰堤工）		—	
	スランプ	・コンクリートは、JIS A5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。	特記事項	○	
		呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径
		24	12	4.5±1.5	20
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他
		壁式橋脚工	55	高炉セメント(B種)	
	シラスコンクリート2次 製品	・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について	共通仕様書 11-7-2-9	11-81	○
		・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）	共通仕様書 11-7-2-6	11-80	—

施工条件明示（特記すべき事項）

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容				出典	該当項目	
					頁		
建設リサイクル法 ※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）		共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
	①仮設	仮設工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		鹿児島県における再生資材活用工事実施要領（土木）の運用	○	
	②土工	土工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	③基礎工事	基礎工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	④本体構造	本体構造の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	⑤本体付属物	本体付属物の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			
再生資源の利用	資材名		規 格	備 考 (使用箇所)	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
	再生加熱アスファルト混合物		A s 量 ▲%密粒再生				
	再生切込み石（かごしま認定リサイクル製品）		RC-40(30)				
建設発生土の利用	・埋戻しに使用する土はR7-1工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-22	11-76	
建設副産物の搬出 ①指定副産物 ②一般廃棄物	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
	コンクリート						
	アスファルト						
	木くず						
	刈草・選定枝葉						
建設汚泥の再生利用 ①処理概要 ②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
	品質基準	コーン指数					
	生活環境保全上の基準	土壤環境基準（環境基本法）					
	特定有害物質の含有量基準（土壤汚染対策法）						

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容				出典	該当項目
					頁	
建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離		—
②受入時間	○○処分場：○○時○○分～○○時○○分 エコパークかごしま：○○時○○分～○○時○○分				共通仕様書 11-7-1-21	11-75
③その他 仮置き等必要条件						
舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について				共通仕様書 11-7-1-24	11-77
根株、伐採木等の利用 発生工事	保管場所：○○市○○町○○地内				共通仕様書 11-7-1-23	11-76
利用工事	・○○市○○町○○地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。					—
その他の 関係機関との協議	・本工事における、下記工種については、○○○と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。				共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-80
施工体制点検業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。				共通仕様書 11-7-2-4	11-80
路上工事の縮減	・路上工事縮減に関する行動計画 ①お盆 ②年末年始 ③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）				特記事項	— ○ ○ ○
漁協権者との調整	・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。				特記事項	— —
工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。 現場発生品名 引渡場所				共通仕様書 1-1-1-18	1-12
支給材料及び貸与品	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。 支給品名 規格 数量・単位 支給場所				共通仕様書 1-1-1-17	1-11
部分使用	・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第34条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。 (1) 部分使用範囲：別添図のとおり (2) 目的： (3) 部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日				契約書 第34条	— —

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容	出典	該当項目 頁
------	------	----	-----------

その他の様式	工事打合せ簿・目次	工事関係書類一覧表
	材料使用承認願い	工事関係書類一覧表
	県産資材等不使用状況報告書・建設資材使用実績報告書	工事関係書類一覧表
	下請工事管内建設業者等不活用状況報告書・下請業者使用実績報告書	工事関係書類一覧表
	段階確認書	工事関係書類一覧表
	安全・訓練等の実施状況報告書	工事関係書類一覧表
	災害（事故）報告書	工事関係書類一覧表
	創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事関係書類一覧表

建設キャリアアップシステム活用工事報告書

工事名	令和 年度完成	
項目名	未達成の要因	改善策
登録事業者率		
登録技能者率		
就業履歴蓄積率		

※目標基準のいずれかが未達成の場合、本様式を発注者（工事完成書類に添付）に提出すること。